

○総務省令第一号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第七十三条第二項の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月十日

総務大臣 松本 剛明

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

別表第二号の二(第32条第4項関係)		別表第二号の二(第32条第4項関係)	
【略】		【同左】	
費用区分	配賦基準	費用区分	配賦基準
国内放送費、国際放送費、国内放送番組等配信費、国際放送番組等配信費及び放送番組等有料配信費	電気通信回線を通じて提供に係る放送番組の数の比、業務の種類の数、コンテント制作費比(電気通信回線を通じて提供する放送番組等の制作に係る支出額の比をいう。以下この別表において同じ。)、権利処理件数の比(電気通信回線を通じて提供する放送番組等の利用に係る著作権その他の権利に関する手続きの確認又は実施を要する当該放送番組等の数の比をいう。)、提供事業者の数の比(電気通信回線を通じて提供する放送番組等の提供を受ける事業者の数の比をいう。以下この別表において同じ。)、又はアクセス数比(電気通信回線を通じて放送番組等の提供に必要な認証設備への接続回数比をいう。)	国内放送費、国際放送費、国内放送番組等配信費、国際放送番組等配信費及び放送番組等有料配信費	電気通信回線を通じて提供に係る放送番組の数の比、業務の種類の数、コンテント制作費比(電気通信回線を通じて提供する放送番組等の制作に係る支出額の比をいう。以下この別表において同じ。)、又はアクセス数比(電気通信回線を通じて放送番組等の提供に必要な認証設備への接続回数比をいう。)
減価償却費	電気通信回線を通じて提供に係る放送番組の数の比、コンテント制作費比又は提供事業者の数の比	減価償却費	電気通信回線を通じて提供に係る放送番組の数の比又はコンテント制作費比
【略】		【同左】	

備考 表中「」の記載は任意である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。